

2014年7月5日

人権 NGO 言論・表現の自由を守る会 事務局長 垣内つね子
国連経済社会理事会特別協議資格 NGO

「個人津法制度の批准を 35 年間さぼりつづけ、
2000年の安保理決議を 13 年も放置し続けた政府の責任において、
最優先で個人通報制度批准を閣議決定し、
日本の人権を開国するよう安倍内閣に求めましょう！」

外務省国際情勢講演会 女性・平和・安全保障に関する国内行動計画 意見交換会 in 仙台
「講演会」にご参加のみなさま、こんにちは。
ジョネットのみなさま、ご準備大変ご苦労様です。

私は、言論・表現の自由を守る会の事務局長の垣内つね子と申します。

私は、看護師として 20 年間民間病院や診療所などで患者中心の看護を実践し、10 年前から人権
NGO を立ち上げ活動しています。

今回初めて、被災地の東北で開催される本日の会議に、何とか参加したいと調整しましたが、大変残念
ですが仕事の都合上参加できず文書発言とさせていただきますこととお許し下さい。

当会の会員には女川町と仙台出身者もいるため、3・11 直後から何度も仙台経由で石巻市・女川町
での調査・集会等に参加し、2012 年の世界防災閣僚会議 in 東北に出席した際、地元の会員からみやぎジ
ョネットの草野代表を紹介していただきました。

当会は、3・11 被災直後、国連経済社会理事会にプロジェクトピースサインを提案して NGO 特別協
議資格を申請し、翌 12 年に取得し、以来国連人権理事会で国連公認のサイドイベントを開催し、フク
シマの被災者の方々にも参加していただいで活動しています。

7月 15～16 日にジュネーブの国連欧州本部で自由権規約第 6 回日本政府報告書審査が行われます。

当会は、この審査に向けて外務省・人事院・総務省等への要請を行っています。

15 日までに安倍内閣が閣議決定すべき課題は「個人通報制度の批准」です。

2 期目の安倍自民党内閣は、35 年前の宿題を、子どもたちが夏休みに入る前に、ただちに済ませるべ
きです。

構造改革・規制緩和政策によって派遣業も規制緩和され、男性の貧困化も加速する中で、女性の貧困
は更に加速し深刻になっています。“3・11”で被災されたみなさんと日本の市民にとって、今、“人
間の安全保障”を確立させることが大変急がれています。

日本政府は、2001 年の社会権規約委員会第 3 回日本政府報告書審査の結果勧告された「原発の情

報開示と万が一の事故の際の万全の対策をとること」「震災弱者」「2重ローン」に関する勧告も完全に無視してきました。それどころか翌年、委員会に対して反論までして勧告の実施を拒否しています。

その結果、2011年の東日本大震災と東京電力福島第1原発爆発による核惨害によって、万が一の事故に対する備えすらなかったために、子どもたちに甲状腺がん予防の安定ヨウ素剤すら効果的な時間内に投与されていません。

震災弱者や2重ローンの問題に対する救済施策も勧告された翌年に委員会に対して文書で反論まで行って勧告の実施をさぼったために、被災者の被害がさらに拡大し続け、今なお有効な政策がとられず深刻な人権侵害が続いています。

日本国憲法第99条で「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、大臣や国会議員に対する遵守義務をうたっている“日本が批准済みの人権条約”を遵守させることが不可欠です。

日本の人権保証を国連の人権水準に引き上げるためには、そのための通行証のような“個人津法制度の批准”が不可欠です。

三度、世界大戦をおこさせない為に、1945年に国際連合が創設され、1948年に世界人権宣言を発し、1976年に人権条約として法的力を持つ国際人権規約を発効させ、国連における人権尊重の流れは、様々なせめぎあいの中でも確実に前進しています。

第2次世界大戦の侵略国である日本の政府は、本来なら、2000年の国連安全保障理事会で採択された第1325決議を世界に先駆けて実施すべきだったのです。

しかし、日本政府はこの決議を無視し続けてきました。

2006年に人権委員会が人権理事会に昇格し、日本政府は現在3期目の人権理事国であるにもかかわらず人権鎖国政策を続けています。この日本政府に対して、2012年の第2回UPR日本政府審査においてオーストリアが「個人通報制度批准」と「フクシマの人々に対する抜本的対策」を求め勧告しました。

日本政府が、今回この決議の国内行動計画を策定する途中でも、ただちに行わなければならないことは、人権条約に備わっている個人通報制度を即時批准して人権鎖国を解いて人権を開国することです。

人権鎖国の重い扉を開ける“カギ”はただひとつ、「個人通報制度」の批准です。

この課題は、緊急かつ実現可能な課題です。

自由権規約・子どもの権利条約・拷問等禁止条約・女性差別撤廃条約など日本政府が批准済みの人権条約に備わっています。1979年に自由権規約（人類普遍の基本的な人権：市民的・政治的権利を保障）と社会権規約（経済的・社会的・文化的権利）の批准を採択した国会では、同時に「自由権規約第1選択議定書（個人通報制度）も早期に批准する」と当時の会は全会一致で採択しています。

しかし、35年後の今尚、国連人権条約機関やUPR審査において再三批准を求められているにもかかわらず、一つも批准していません。OECD加盟国の中で、いずれの個人通報制度も批准していないのは日本だけです。すでに、お隣の韓国も自由権規約の第1選択議定書（個人通報制度）を批准しています。

安保理決議1325国内行動計画を策定するために今年4月、外務省人権人道課の中に「女性参画室」を新たに設置しましたが、4年前の2010年に外務省は個人通報制度を批准するために「条約履

行室」を開設しています。拷問等禁止条約の個人通報制度は、閣議決定だけ批准でき、2011年5月に、この拷問等禁止条約の個人通報制度批准の動きを読売新聞が報じていました。

子どもの権利条約の個人通報制度も4月に発効しており、日本政府は子どもの権利の個人通報制度の国連総会への提案国です。もう時間の問題であり、第2次世界大戦侵略国日本が、憲法違反の集団的自衛権を認める行為は自由権規約第20条に明確に違反する行為であり、閣議決定を撤回しなければ、国連人権理事会資格をはく奪され、国連から追放されるべき事態なのです。

黒船が来て経済は開国し、明治時代の富岡製糸工場はすでに文化遺産としてユネスコに登録されました。しかし、人権は未だ鎖国状態です。

日本の女性差別の民法や公職選挙法こそ、「負の世界遺産」としてユネスコ登録すべき事態です。

「世界人権宣言」は、人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」を定めたものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。世界人権宣言の内容をふえんし、条約化したものが「国際人権規約」です。

日本国憲法の98条で、「この憲法は、国の最高法規であってその条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と日本が批准した条約の遵守義務をうたっています。

日本政府が批准済みの人権条約を、憲法98条第2項で遵守義務をうたっているにもかかわらず、日本政府が、無視し続け、憲法9条改悪路線につき進む事態を目の当たりにし、当会は「プロジェクト・ピースサイン」を提唱し、日本における人間の安全保障の危機的状態について国連にレポートを提出し、国連欧州本部の内国連公認のサイドイベントを開催し、人権理事会や自由権規約委員会などで発言しています。

2012年の世界防災閣僚会議 in 東北には、人権NGOとして国連において政府と対等な立場で発言できる経済社会理事会特別協議資格を取得して参加しました。内閣府主催の会議でも提言し、玄葉光一郎大臣（当時）にも直接要望しました。

昨年8月に、2000年に安保理決議1325を採択した当時の国連総会議長のチャウドリー氏の講演会に参加し、その後、外務省が9月から主催した会議及び少人数グループ会合に参加し「1、説明会を47都道府県で開催すべきである。2、国連の人権条約機関審査の結果、日本政府に対して出された勧告を誠実に実施すること」等提言し、今年3月に日本記者クラブでの、UNウィメンのムランボ・ヌカカ事務局長講演の際にも、事務局長に対して「女性の問題を解決するためには、経済も重要であるが、それ以前に、日本政府が批准している国連の人権条約に備わっている個人通報制度を批准して司法を独立させ3権分立を確立し、表現の自由と参政権に対して課された日本の公職選挙法と国家公務員法などに組み込まれている弾圧規定を破棄し、市民の参政権を確立させることが不可欠」であることについて発言しました。

是非みなさんも、代表を国連に派遣して、みなさんの声を直接国連に届けてください。

以上

【資料】人権NGO言論・表現の自由を守る会：JRFS 作成

※国連 自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査 最終見解（勧告）2008年10月（抜粋）

パラグラフ26 委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下での逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する。

締約国（日本）は、規約19条及び25条の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、検察官および裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである。

※※ 社会権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 2001年9月24日
第2回日本政府報告書審査 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解
主な懸念される問題とそれに対する勧告（抜粋）

パラグラフ22 委員会は、報告された原子力発電所事故、及び当該施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び公開が欠如していることに懸念を有するとともに、原子力事故の予防及び処理のための、全国規模及び地域社会での事前の備えが欠如していることに懸念をする。

【勧告】パラグラフ49 委員会は、原子力施設の安全性に関連する問題に関し、周辺住民に対して、全ての必要な情報の透明性及び公開性を促進することを勧告する。さらに、締約国に対し、原子力事故の予防及び事故が起きた際の迅速な対応のための準備計画を策定することを要求する。

パラグラフ27 委員会は、阪神・淡路大震災後に兵庫県により計画し実行された、大規模な再定住計画にもかかわらず、最も震災の影響を被った人々が必ずしも十分に協議を受けず、その結果、多くの独居老人が、個人的注意がほとんどあるいは全く払われることなく、全く慣れない環境に起居していることに懸念を有する。家族を失った人々への精神医学的又は心理学的な治療がほとんどあるいは全くされていないようである。多くの再定住した60歳を越える被災者には、地域センターがなく、保健所や外来看護施設へのアクセスを有していない。

【勧告】パラグラフ54 委員会は、締約国が兵庫県に対し、とりわけ高齢者及び障害者への地域サービスの向上及び拡大を勧奨することを勧告する。

パラグラフ28 委員会は、阪神・淡路地域の被災者のうち、貧困層にとっては、自らの住宅再建資金の調達がますます困難になっていることに懸念をもって留意する。これらの者の中には、残余の住宅ローンの支払いのために、住宅を再建し得ないまま財産の売却を余儀なくされた人々もいる。

【勧告】55 委員会は、貧しい被災者が、住宅ローンの支払いを続けるために財産を売却せざるを得なくなることを防ぐために、それらの者が破壊された住宅を再建するために公的住宅基金あるいは銀行に対する債務の支払いを支援するため、締約国が規約第11条の義務に従って、効果的な措置を迅速にとることを勧告する。